



# 水土里 ネット ちば

Chiba Prefectural Federation of Land Improvement Association

2022 SPRING  
Vol. 334



第27回美しい農村環境写真コンテスト特別賞(千葉県農村振興技術連盟賞) 「5月の風」 撮影場所：香取市 撮影者：小林 幸二

## CONTENTS

- 総 市原市農業センターの紹介
  - 1 千葉県農林水産部耕地課長就任の御挨拶
  - 2 第65回千葉県土連通常総会開催  
令和4年 春の叙勲
  - 3 第64回全土連通常総会開催
  - 4 令和4年度  
千葉県農業農村整備事業組織体制
- 6 令和4年度農業農村整備事業予算
- 8 千葉県の稲作農家の皆さまへ
- 10 農業経営収入保険の保険料補助が始まります！
- 12 土地改良区に係る運営及び検査について(パート12)
- 16 印旛沼ウォークに参加して
- 17 土地改良施設賠償責任保険のご案内
- 18 令和4年度千葉県新規採用職員紹介
- 19 令和4年度水土里ネット千葉新規採用職員紹介
- 20 千葉県土地改良事業団体連合会  
(愛称:水土里ネット千葉)機構図
- 21 水土里ネット千葉事務局組織表

千葉県土地改良事業団体連合会  
(愛称： 水土里 ネット 千葉)

# 市原市農業センターの紹介

市原市農業センター(市原市安須)は、市内農業振興の拠点として農業生産振興、農業経営の安定を図るため、農業者等を対象に農業技術の向上や農業経営安定化の改善及び合理化などの活動を行っています。なお、市原市の農林行政部署は、農業委員会を除いてセンター内の農村環境改善センター事務室で執務を行っています。

市原市農業センター園内を紹介しますと、15万平方メートルの広大な敷地には、事務室の他に、栽培試験施設、一般公開用として展示大温室、ふれあい広場、バーベキュー場、ピクニック広場、花木園、花き・果樹見本園などがあり、市民の憩いの場としても利用されています。道の駅『あずの里いちばら』が隣接しており、裏手に農業センターへの連絡道がありますので、道の駅で買い物する際には、ぜひお立ち寄りください。

なお、撮影日(R4.3.31)は残念ながら薄曇りでしたが、桜が満開でした。



園内マップ(手前があずの里)



農業センターへの連絡道



アズ植物園(ふれあい広場、バーベキュー場、ピクニック広場等) 恋人の丘から撮影

## 問い合わせ先

市原市農林業振興課  
市原市安須980  
0436-36-4187



農村環境改善センター(桜の木に隠れて見えませんが…) 恋人の丘から撮影

# 農林水産部耕地課長 就任の御挨拶



千葉県農林水産部耕地課長 鈴木 清次

本年4月1日付けの定期異動により、耕地課長に就任いたしました鈴木でございます。

会員の皆様におかれましては、日頃より本県の農業農村整備事業等の推進にあたりまして、多大なる御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

近年、農業農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、荒廃農地の増大や鳥獣被害の地域の拡大、農業水利施設の老朽化など、様々な課題に直面しております。さらには、大型台風や局地的豪雨のリスクが増大するなど、気候変動に対する対応が急務になっています。

これらの状況を踏まえ、県では、本年3月に「力強く、未来につなぐ 千葉の農林水産業」を基本目標とし、令和7年度までの4か年を期間とする「千葉県農林水産業振興計画」を策定しました。特に農業農村整備関係では、「競争力を高める基盤整備の推進」、「生産基盤の長寿命化対策の推進」、「農村の防災・減災対策」を柱に様々な施策・事業等に取り組んでいるところです。

現在の農業農村整備事業を取り巻く諸問題に対する県の取組について御紹介します。

一点目は、農業者の高齢化や担い手不足への対応です。これらの対策として、農地中間管理機構等と連携して、担い手への農地の集積・集約化を促進し、低コストで生産性の高い農業や多様な農業経営の実現のため、農地の大区画化・汎用化やパイプライン化など生産基盤の総合的な整備を計画的に推進しています。

二点目は、農業水利施設等の長寿命化対策についてです。会員の皆様には、農業水利施設の適正な維持管理に努めていただいているところですが、耐用年数を経過した施設が増加しており、施設の老朽化に伴う突発的な事故は後を絶たず、維持管理に係る負担も増えています。県では、既存施設を有効に活用するため、計画的に施設の長寿命化対策を推進しています。

三点目は、近年の気候変動による集中豪雨や流域開発等に伴う湛水被害、大規模地震等の災害への対策です。これらの対策として、都市化など社会情勢の変化による排水対策や地すべり対策など、農村地域の防災・減災対策を推進しています。特に防災重点農業用ため池については、県で令和3年3月に策定した「防災工事等推進計画」に基づき、今後10年間で集中的かつ計画的に劣化状況調査、対策工事等を実施し、災害へのリスク軽減を図ってまいります。

最後に、これらを支える土地改良区の体制強化です。今後、農業者が激減し、高齢化も進行するなど、土地改良区を取り巻く環境が一層厳しくなり、土地改良区の組織運営基盤は、ますます不安定になることが見込まれます。県では、令和2年1月に策定した「第6期千葉県土地改良区統合整備基本計画」に基づき、土地改良区が組織運営基盤の強化への意識を高め、自ら積極的に統合整備に取り組むよう、千葉県土地改良事業団体連合会及び市町村と連携して、統合整備に係る指導及び支援を行っています。

今後、千葉県農業振興のために、会員の皆様と連携し、力強い農業生産基盤の実現と安全・安心な農村空間の向上に向けての施策・事業に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

# 第65回通常総会開催

## ～令和4年度予算20億円の決議等11議案を議決～

水土里ネット千葉 総務部

水土里ネット千葉(千葉県土地改良事業団体連合会)第65回通常総会が令和4年3月17日に千葉県土地改良会館において開催されました。

当日は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、役員以外の出席者は各管内から数名ずつとし、会員総数217名中21名の出席での開催となりました。また、欠席会員の皆様には、事前に配布した議案書により書面議決をお願いし、174名からの提出がありました。



▲総会風景



▲秋山理事長

はじめに、杉野副会長常務理事が急遽欠席となった森会長の主催者代表挨拶を代読し、その後、多年にわたり本県の土地改良事業の推進に貢献された功労者9名が書面にて紹介され、その功績が讃えられました。

続いて、千葉県手賀沼土地改良区の秋山理事長が議長に選任され、予め提出された議案は第1号議案から第11号議案まですべて原案どおり承認可決されました。

### 役員補選

今回は理事1名の補欠選任が行われました。(任期:令和5年3月31日)

◇選任された役員◇ ●理事 平野 貞夫(長南町長・長生土地改良協会長)(敬称略)

### 土地改良功労受賞の皆さん (敬称略)

- |                                |                              |                             |
|--------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| ● 市原市市原南部土地改良区<br>理事長 安藤 貞治    | ● 香取市東部土地改良区<br>理事長 秋葉 勝     | ● 茂原市新治土地改良区<br>理事 鬼原文 幸    |
| ● 東葛北部土地改良区<br>理事 今野 菊男        | ● 千葉県大利根土地改良区<br>副理事長 高野 宇一郎 | ● 白浜町白浜中央土地改良区<br>理事長 宇山 久男 |
| ● 印旛郡栄町請方七大字土地改良区<br>第一理事 石上 衛 | ● 木戸川土地改良区<br>理事長 大網 光雄      | ● 袖ヶ浦市南平川土地改良区<br>総括監事 小林 亨 |

### 令和4年 春の叙勲 林 和雄氏(前会長)が旭日小綬章

4月29日に「令和4年春の叙勲」が発表され、永年にわたり様々な分野で活躍し功績を残された方々が受賞の栄に浴されました。

地方自治功労関係で、前千葉県土地改良事業団体連合会長(前千葉県白子町長)林和雄氏(74歳)が旭日小綬章を受章されました。

林氏におかれましては、平成15年4月に本会理事に就任し、平成24年3月には副会長、同年6月には会長に就任し、理事会や総会では健全な議事運営を行い、農業農村整備事業推進、発展にご尽力されました。また、平成22年度からの土地改良予算の大幅削減で千葉県農業の将来が危ぶまれる中、自ら精力的に国及び県に対し千葉県農業の現状を訴え続け、県内土地改良区の不安や不満にも対応・調整しながら、厳しい中での予算確保に努めていただきました。



私共関係者には感謝に耐えないところであります。氏のご苦勞に敬意を表しますと共に、会員共々心よりお祝い申し上げます。

# 全国土地改良事業団体連合会 第64回通常総会開催

全国土地改良事業団体連合会(全国水土里ネット)第64回通常総会が令和4年3月24日全国都市会館において開催されました。

当日は新型コロナウイルス感染の状況に配慮し、39団体が委任の提出により小規模な開催となりました。

はじめに、主催者を代表して二階俊博会長から挨拶があり、引き続き会長会議顧問である進藤金日子参議院議員、宮崎雅夫参議院議員の挨拶がありました。



▲二階会長

続いて大分県土地改良事業団体連合会 義経賢二会長が議長に選任され、提出された議案は第1号議案から第14議案まですべて原案どおり承認可決されました。

毎年、通常総会の同日に開催していた「全国土地改良功労者表彰式」は昨年同様中止となりました。

## 全国土地改良功労者(千葉県内受賞者)

令和3年度全国土地改良功労者表彰において千葉県内受賞者は以下の方々でした。

※団体	全土連会長賞	香取市東部土地改良区		
※個人	千葉県手賀沼土地改良区	理事長	秋山 茂	
	香取市水郷土地改良区	事務局長	高橋 利史	

## 土地改良団体における男女共同参画について

去る令和4年4月19日、都道府県土地改良事業団体連合会長・事務責任者等合同会議が開催されました。会議には、会長・事務責任者のほか各都道府県の女性の会役員も出席しました。千葉県は、ちば水土里ネット女性の会から石井玲子 副会長(いすみ市古沢土地改良区)が出席しました。

第5次男女共同参画基本計画が令和2年12月閣議決定され土地改良区の理事に占める女性の割合が10%と成果目標が設定、また、令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画にも同様の目標が設定、目標年度を2025年度としています。

会議では、「男女共同参画」を題材とした講演がありました。

- 「今、土地改良において『性差別から男女共同参画へ ～はじめの一步』」  
特定社会保険労務士 飯田 統一 氏
- 「組織の中で男女共同参画を進めるということ」  
清水建設株式会社 人事部ダイバーシティ推進室長 西岡 真帆 氏



飯田 統一 氏



西岡 真帆 氏

# 千葉県農業農村整備事業組織体制

## (令和4年度)

### 農林水産部

部長 (事)	舘野 昭彦
生産流通戦略担当部長 (技)	越川 浩樹
水産局長 (技)	立岡 大助
次長 (事)	染井 健夫
次長 (技)	崎山 一
次長 (技)	小島 光
次長 (技)	須合 健己

### 団体指導課

課長	松田 光司	
副課長(事)	山口 篤	
農林検査室	主幹(兼)室長	吉原 理恵
水産指導検査室	主幹(兼)室長	対馬 進
土地改良検査室	主幹(兼)室長	高野 衛
経営支援室	主幹(兼)室長	海宝 敦

### 農地・農村振興課

課長	板倉 孝一	
副参事(農地調整)	明珍 昌文	
副課長(事)	長船 秀昭	
副課長(技)	椎名 幹郎	
農地集積推進室	副技監(兼)室長	内山 貴仁

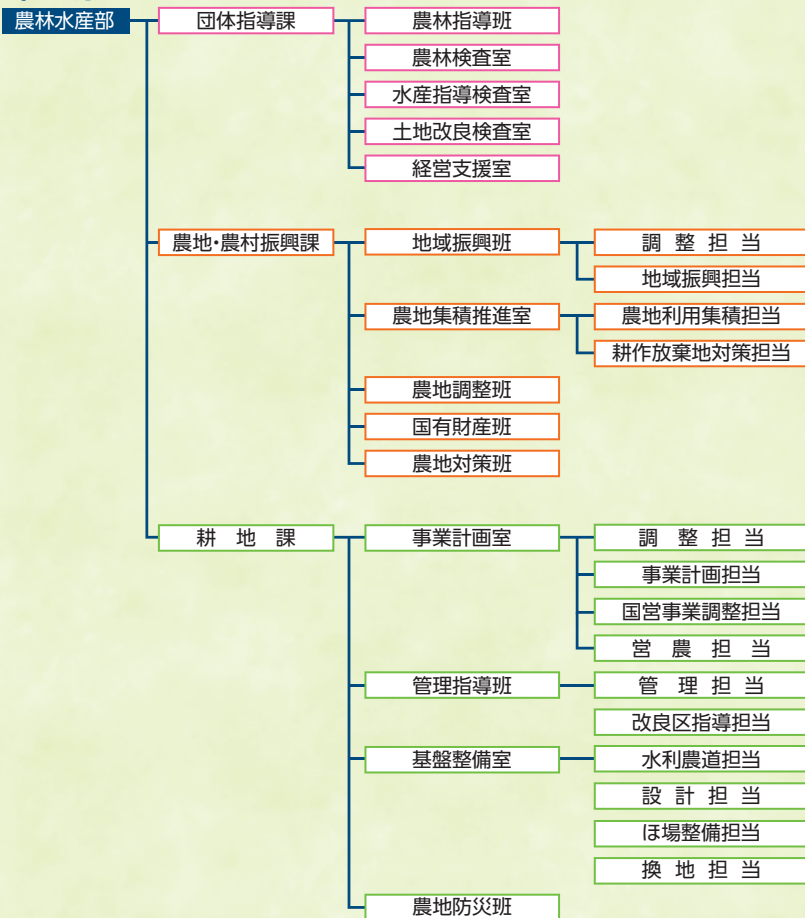
### 耕地課

課長	鈴木 清次	
副課長(事)	星野 成司	
副課長(技)	石田 浩一	
事業計画室	主幹(兼)室長	鈴木 浩二
基盤整備室	副技監(兼)室長	毛利 雅史

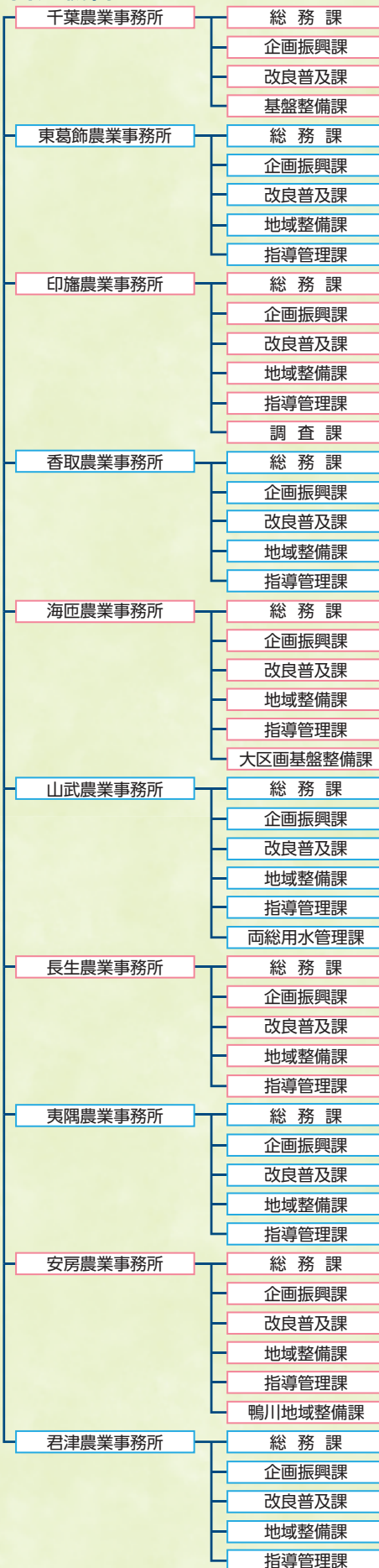
### 出先機関

千葉農業事務所	所長	加藤 英和	基盤整備課長	高見 秀明
東葛飾農業事務所	所長	野澤 浩子	次長(基盤整備)	三森 豊
印旛農業事務所	所長	小野 勉	次長(基盤整備)	齊藤 朋哉
香取農業事務所	所長	野村 徳明	次長(基盤整備)	木内 教善
海匝農業事務所	所長	本宮 誠	次長(基盤整備)	帯金 秀和
山武農業事務所	所長	宇都宮 康	次長(基盤整備)	平賀 勝己
長生農業事務所	所長	中嶋 浩之	次長(基盤整備)	渡邊 昌夫
夷隅農業事務所	所長	大須賀 信宏	次長(基盤整備)	河野 敏明
安房農業事務所	所長	石川 浩司	次長(基盤整備)	穂崎 庄一
君津農業事務所	所長	荒井 仁	次長(基盤整備)	荻津 輝夫

本 庁



出先機関



【各農業事務所の連絡先】

事務所	担当課名	電話番号
千葉	基盤整備課	0436-21-0128
東葛飾	指導管理課	04-7143-4123
印旛	指導管理課	043-483-1131
香取	指導管理課	0478-52-9194
海匝	指導管理課	0479-72-1559
山武	指導管理課	0475-54-1124
長生	指導管理課	0475-25-1143
夷隅	指導管理課	0470-62-2156
安房	指導管理課	0470-22-8641
君津	指導管理課	0438-22-6250

# 令和4年度

# 農業農村整備事業予算

千葉県農林水産部

農林水産部耕地課と農地・農村振興課が所管する主な事業の予算内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

## 耕地課

事業名	令和3年度	令和4年度	
	事業費	事業費	地区数
<b>&lt;直轄事業負担金&gt;</b>			
1 直轄事業負担金(国営かんがい排水事業等)	<b>3,935,498</b>	<b>2,885,685</b>	—
<b>&lt;農業生産基盤整備事業&gt;</b>			
2 かんがい排水事業	2,974,345	2,910,690	35
①かんがい排水事業(一般、基幹ストックマネジメント)	2,635,900	2,457,590	21
内訳 1.かんがい排水事業(一般)	1,492,900	1,421,600	8
2.基幹水利施設ストックマネジメント事業	1,143,000	1,035,990	13
②農業水利施設保全合理化事業	129,000	225,000	11
③地域農業水利施設ストックマネジメント事業	200,445	219,100	2
④県単用排水改良事業	9,000	9,000	1
3 畑地帯総合整備事業(担い手支援型)	156,500	156,500	2
4 畑地かんがい推進モデルほ場設置事業	52,000	33,000	1
5 経営体育成基盤整備事業	2,186,477	2,188,840	34
内訳 1.経営体育成基盤整備事業(ハード事業)	2,016,500	1,881,550	17
2.高度化支援事業(ソフト事業)	169,977	307,290	17
6 農地中間管理機構関連農地整備事業	345,900	340,900	4
内訳 1.農業生産基盤整備事業(ハード事業)	345,000	340,000	3
2.高度化支援事業(ソフト事業)	900	900	1
<b>小 計</b>	<b>5,715,222</b>	<b>5,629,930</b>	<b>76</b>
<b>&lt;農村整備事業&gt;</b>			
7 農道整備事業	1,217,318	945,100	7
内訳 1.広域営農団地農道整備事業	852,000	399,000	2
2.保全対策型(県営、団体営)	350,000	400,000	1
3.震災対策農業水利施設整備事業(農道橋梁分)	—	7,700	1
4.防災対策型	15,318	118,400	2
5.強靱化型	—	20,000	1
<b>小 計</b>	<b>1,217,318</b>	<b>945,100</b>	<b>7</b>
<b>&lt;農地等保全事業&gt;</b>			
8 ため池等整備事業	222,611	257,400	6
内訳 1.県営ため池等整備事業	207,611	30,400	2
2.ため池等緊急整備事業(県単独)	15,000	55,000	2
3.防災重点農業用ため池緊急整備事業	—	172,000	2
9 湛水防除事業	941,189	1,160,508	5
10 特定農業用管水路等特別対策事業	300,000	260,000	1
11 地盤沈下対策事業	462,250	155,500	1
12 地すべり対策事業(防止工事、県単独、災害関連緊急)	337,200	372,462	10
13 防災施設ストックマネジメント事業	150,000	448,000	4
14 用排水施設整備事業	58,000	20,000	1
15 農業用河川工作物等応急対策事業	10,000	95,000	1
16 震災対策農業水利施設整備事業(ため池分)	132,851	68,000	4
17 災害復旧事業(県営、団体営、県単)	1,168,542	494,070	—
<b>小 計</b>	<b>3,782,643</b>	<b>3,330,940</b>	<b>33</b>
<b>農業農村整備事業費 計</b>	<b>10,715,183</b>	<b>9,905,970</b>	<b>116</b>



(単位:千円)

事業名	令和3年度	令和4年度	
	事業費	事業費	地区数
<b>&lt;調査・管理・指導事業等&gt;</b>			
18 県単土地改良基礎調査	100,000	100,000	50
19 県単営農改善対策調査	1,600	1,600	1
20 経営体育成促進換地等調整事業	4,000	54,400	6
21 実施計画策定事業	36,000	36,000	—
22 土地改良施設管理事業	1,260,784	1,227,245	10
23 基幹水利施設管理事業	1,120,868	1,145,852	5
24 土地改良施設維持管理適正化事業	291,970	298,070	42
25 国営造成施設県管理費補助事業	25,182	25,115	1
26 国営造成施設管理体制整備促進事業	51,800	51,800	2
27 土地改良管理事業(地すべり、財産処分等)	77,740	78,830	—
28 土地改良管理事業(農業用水水質汚濁調査)	570	570	2
29 土地改良換地関係費	19,544	500	—
30 土地改良管理事業(土地改良区体制強化)	21,636	20,976	—
31 県単ナガエツルノゲイトウ駆除事業	20,000	20,000	—
32 土地改良施設突発事故復旧事業	—	10,000	—
その他 調査・管理・指導事業	92,055	98,760	—
<b>調査費・管理費等 計</b>	<b>3,123,749</b>	<b>3,169,718</b>	<b>119</b>
<b>合 計</b>	<b>17,774,430</b>	<b>15,961,373</b>	<b>235</b>

## 農地・農村振興課

(単位:千円)

事業名	令和3年度	令和4年度	
	事業費	事業費	地区数
<b>&lt;農業生産基盤整備事業&gt;</b>			
1 農業基盤整備促進事業	278,699	370,371	20
2 農地耕作条件改善事業	98,000	142,151	15
<b>小 計</b>	<b>376,699</b>	<b>512,522</b>	<b>35</b>
<b>&lt;農村整備事業&gt;</b>			
3 農業集落排水事業	248,732	365,965	7
内訳 1.ハード事業	246,332	365,965	7
2.ソフト事業	2,400	—	—
4 中山間地域総合整備事業	28,000	27,000	1
5 農地環境整備事業	45,000	1,800	1
<b>小 計</b>	<b>321,732</b>	<b>394,765</b>	<b>9</b>
<b>農業農村整備事業費 計</b>	<b>698,431</b>	<b>907,287</b>	<b>44</b>
<b>&lt;調査・管理等&gt;</b>			
6 多面的機能支払交付金	1,504,500	1,511,700	
内訳 1.農地維持支払	742,500	744,600	未定
2.資源向上支払(共同活動)	318,000	323,100	未定
3.資源向上支払(施設の長寿命化)	444,000	444,000	未定
<b>調査費・管理費等 計</b>	<b>1,504,500</b>	<b>1,511,700</b>	未定
<b>合 計</b>	<b>2,202,931</b>	<b>2,418,987</b>	<b>44</b>

# 安定した水田経営のため 主食用米から他の作物への転換を!

千葉県農林水産部 生産振興課

令和3年産米は、前年からの民間在庫量が多かったため、価格が大幅に下落しました。  
令和4年産においても、引き続き、主食用米からの転換が必要な状況が続いています。  
飼料用米を始めとして、定着性・収益性の高い品目や、将来の需要増が見込まれる品目などへの転換を図り、安定した水田経営を目指しましょう。

## 飼料用米

初めての方にも取り組みやすい!  
収量が増えるほど交付金もアップ!

## 麦・大豆

ブロックローテーションや  
団地の規模拡大を!

## WCS用稲、飼料作物、 子実用とうもろこし

地域の畜産農家のニーズを  
踏まえた拡大を!

## 加工用米 輸出用米 米粉用米

実需者との取引拡大を!

## 野菜・果樹・花き

基盤整備や畑地化と  
併せて導入を!

## 令和4年産の転換作物に対する支援メニュー

※赤字が新規又は拡充の内容です。令和4年4月時点の内容であり変更される場合があります。

### 1 戦略作物助成 <国>

水田を活用して、対象作物を生産する農業者を支援します。

対象作物(基幹作のみ)	交付単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	3.5万円
加工用米	2.0万円
WCS用稲	8.0万円
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円(※)

※ 標準以上の収量が確保だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価(8万円/10a)が支援されます。  
※ 一括管理方式を選んだ場合は、地域の標準単収を出荷し8.0万円/10a、区分管理を選んだ場合は、地域の標準単収を出荷し8.0万円/10a、さらに収量により±167円/kgが支援されます。

### 2 産地交付金 <国>

水田を活用した産地づくりに向けた取組を支援します。

主な取組内容	配分単価(10a当たり)
新市場開拓用米(輸出用米等)、 <b>地力増進作物*</b> の作付け(基幹作のみ)	2.0万円
飼料用米・米粉用米の複数年契約 (令和2年・3年からの継続分のみ)	0.6万円
新市場開拓用米(輸出用米等)の 複数年契約(3年以上の新規契約分)	1.0万円
生産性向上の取組(多収品種の導入、稲わらのすき込み等) 飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、輸出用米等が対象	1,800円程度(取組1つ) 2,600円程度(取組複数)

※ 地力増進作物:有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりへの取組。

### 3 水田農業高収益化推進助成 <国>

県及び産地が策定する水田農業高収益化推進計画に基づき、以下の取組を支援します。

取組内容	交付単価(10a当たり)
高収益作物(野菜・果樹等)の新たな導入※ <sup>1</sup>	2.0万円 ※ <sup>2</sup> ×5年
高収益作物を生産するための畑地化	17.5万円 ※ <sup>3</sup>
子実用とうもろこしの作付け	1.0万円

※<sup>1</sup> 高収益作物による畑地化とセットの取組

※<sup>2</sup> 加工・業務用野菜の場合は3.0万円

※<sup>3</sup> 令和5年度までの時限措置。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援(1回限り)

### 4 飼料用米等拡大支援事業 <県>

県単事業により、主食用米からの転換を支援します。

	取組内容	助成単価(10a当たり)
飼料用米等の定着支援 〔前年から継続して 取り組んだ面積に応じて〕	飼料用米(主食用品種)、米粉用米、WCS用稲	2,000円以内
	飼料用米(多収品種*)	3,500円以内
転換作物の拡大支援 〔前年度と比べて主食用米以外の 作物を拡大した面積に応じて〕	飼料用米(多収・主食用品種)、米粉用米、WCS用稲 麦・大豆、野菜等の転換作物の拡大	5,000円以内 〔都道府県連携型助成(国)と併せて 10,000円/10aとなります。〕
5ha以上の団地化に 対する取組を支援 〔飼料用米(多収品種*)WCS用稲、 麦、大豆等が対象〕	ブロックローテーション型	11,000円以内
	固定団地型	4,000円以内

\* 多収品種:国選定25品種(「べこあおば」「夢あおば」等)、県選定2品種(「アキヒカリ」「初星」)のこと。「ふさこがね(ちば28号)」は含まれません。

### 5 都道府県連携型助成 <国>

飼料用米等拡大支援事業(県単)のうち、転換作物の拡大支援の交付対象面積(前年度と比べて主食用米以外の作物を拡大した面積)について、県の支援単価と同額(上限5,000円/10a)を国が追加的に支援します。

#### セーフティネットに加入して、経営リスクを回避しましょう!

##### ● 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

米及び畑作物の農業収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和する制度です。当年産の販売収入が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補填します。

- 加入対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件なし)
- 対象品目 米、麦、大豆(6月までに①出荷契約又は販売契約を結び、②前年の実績を元に販売計画を作成したもの)

##### ● 収入保険

自然災害はもちろん、価格低下も含め、農産物の販売収入の減少を幅広く補償する制度です。保険期間の収入が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限※として補填します。(※ 最高の補償をご選択いただいた場合)

なお、保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。

- 加入対象者 青色申告を行っている農業者(個人・法人)
- 対象品目 すべての農作物

◎令和4年度から期間限定で新規加入の場合に初年度保険料の一部を助成する制度が開始されています。詳しくはP10～11

その他詳細な情報は、以下の関係機関等にお問い合わせください。

- 市町村・地域農業再生協議会
- 千葉県各農業事務所
- 千葉県農業再生協議会(千葉県農林水産部生産振興課内)TEL043-223-2891



<https://smappon.jp/hiwctivr>



千葉県マスコットキャラクター  
チーパくん

期間限定！ご加入は今です！

千葉県から  
お知らせです

# 農業経営収入保険の 保険料補助が始まります！

令和4年度から収入保険に**新規加入**する千葉県民の方は、  
2万円を上限に**初年度保険料の補助**を受けられます。

(県補助金「千葉県収入保険加入推進事業」)

## 補助の対象

以下の①～③をすべて満たしている方

- ①青色申告を行っている県内在住の農業者の方
- ②令和4年度中に保険期間が開始する方
- ③令和5年1月末までに保険方式と積立方式をセットでご加入された方

## 補助額

初年度保険料(自己負担分)が**6万円以上の場合**は**2万円**が、  
**3万円以上6万円未満の場合**は**1万円**補助されます。

## 交付の手続き

収入保険の加入申し込みを行う際に、あわせて補助金の申請書を  
千葉県農業共済組合にご提出いただきます。

補助金のお支払いは、千葉県農業共済組合経由で、令和5年3月を  
予定しています。

補助の条件など、詳しくは千葉県HPをご覧になるか  
千葉県農業共済組合にお問い合わせください



千葉県ホームページ  
「千葉県収入保険加入推進事業」

# 農業経営収入保険に加入して もしもの時の安心を

収入保険は全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



## ご加入について

青色申告を行っている農業者であればご加入いただけます。

原則として5年分の実績をもとに引受を行います。加入申請時に1年以上の実績を有していることをご加入いただけます。

補償の範囲は、農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体です。

## ご加入の時期は

- 保険期間が令和5年1月～12月の保険期間の場合は、令和4年12月までに加入申請が必要です。
- 法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

詳しいお問い合わせは

千葉県農業共済組合 電話 043-245-7447  
mail [income@nosai-chiba.or.jp](mailto:income@nosai-chiba.or.jp)

県内12カ所にある支所・センターでも、随時ご相談を受け付けています

( けいよう支所・千葉センター・ぼうそう支所・安房センター・わかしお支所・夷隅センター・  
山武センター・海匝支所・匝瑳センター・香取支所・北総支所・東葛センター )



千葉県農業共済組合



支所・センター一覧

(2022.3)

# 土地改良区に係る運営及び検査について

パート12

千葉県農林水産部 耕地課  
団体指導課

◆このコラムでは、土地改良区運営及び検査に係る改善方法を考えていきます◆

## 1 土地改良法改正について

土地改良法の一部改正(令和4年4月1日公布)に伴い、土地改良区が、一般社団法人又は認可地縁団体へ組織変更できる仕組みが創設されることになりました(当該項目は公布日から1年6月以内に施行)。

国会審議の中で、「組織変更後の法人が小規模な基盤整備あるいは施設の整備、補修を行う場合には、国の補助事業を活用することが可能」と答弁(農林振興局長)しているので今後注目しましょう。

## 2 土地改良区会計上の「土地」について

「施設」については、資産評価で確認されたことと思います。しかし、「土地」については、台帳類から漏れている可能性があります。所有する財産を確認し、台帳等を整備して貸借対照表を作成しましょう。なお、非課税分を含む所有土地は、市町村の固定資産課税台帳(名寄帳)で確認することができます(公益目的による手数料の減免の適用は、市町村の判断によります)。

会計基準		財務諸表等作成要領
貸借対照表(別表第1)	会計細則例補助簿(備考)	
<b>基本財産</b> 山林、宅地及びその従物	固定資産台帳	p.21(開始貸借対照表の例示) 事務所用敷地として寄付を受けていた山林、宅地及び従物
<b>特定資産</b> 土地改良施設用地等 (土地改良区が所有する土地改良施設の用地、地上権及び借地権等の取得価額)	<b>土地改良施設台帳</b> 14 土地改良施設台帳は、施設名、造成した事業名、造成主体、施設の種別、所在、構造、規模、数量、取得価額、取得年度、耐用年数、事業区分、管理区分、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。  <b>様式23「1 土地及び権利の部」</b> 注「整理番号は、工作物の整理番号との関連番号とすることが望ましい。」	p.130 土地改良施設用地等とは、土地改良区が所有する土地改良施設の用地、地上権及び借地権等をいう。 土地改良施設用地等は、原則として1筆単位で取得価額を基礎として土地改良施設台帳に記載することとしているが、造成から長い年月を経ている土地改良施設等で取得価額が不明な土地等も多くあり得ることから、土地改良区会計基準適用以前から保有している土地改良施設用地等は1筆単位で備忘価額1円を付して計上することや、記載単位を〇〇用水路敷地一式や、〇〇排水機場敷地とすることも許容する。 なお、土地改良施設台帳に搭載されていない土地改良施設用地等が調査によって判明した場合には、土地改良施設用地等の増加として、過年度修正で処理する。
<b>その他固定資産</b> 土地 (土地改良施設用地等以外の土地改良区が所有する土地(地上権、借地権等も含む。))	15 <b>固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登載されない土地</b> 、建物、機械等について取得価額、取得年度、耐用年数、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。	p.220 5 その他固定資産 (1) 土地 土地とは、土地改良区が所有する土地改良施設用地等以外の事務所等の敷地等をいい、地上権、借地権等も含む。

※固定資産につきましては、「水土里ネットちば」2021年冬号No.329も参照(特に基本財産)

### 3 検査の現場から

「農地法等の改正に伴い、引用している条文に条ずれが生じている。」という検査指摘が多く見られます。今一度皆様のお手元の規約・規程を確かめましょう。改正作業の際は、最新の農地法等の条文を農業事務所にお問い合わせください(規約例全体は県ホームページ「千葉県 土地改良区諸規程類」で検索)。

規約例	指摘を受けた A土地改良区規約
(農地転用等に伴う処理) 第68条 この土地改良区の地区内の農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が、〇ha未満のときは理事長、〇ha以上〇ha未満のときは理事会、〇ha以上のときは総代会で決する。	(農地転用等に伴う処理) 第58条 この土地改良区の地区内の農地等が転用される場合において、農地法施行規則第26条第6項又は第57条の2第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が1000㎡未満のときは理事長、1000㎡以上3000㎡未満の時は理事会、3000㎡以上のときは総代会で決する。

※A土地改良区の規約は、規約例のうち該当しない条文は割愛している。

地区除外等処理規程例	指摘を受けた A土地改良区地区除外処理規程
(農地転用等の通知) 第2条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第4条第1項本文若しくは同法第5条第1項本文の規定による許可(以下「転用許可」という。)の申請又は同法第4条第1項第8号若しくは同法第5条第1項第7号の規定による届出(以下「転用届出」という。)が行われる場合には、(以下略) (第3条 略) (意見書の交付等) 第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。	(農地転用等の通知) 第2条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第4条第1項本文若しくは同法第5条第1項本文の規定による許可(以下「転用許可」という。)の申請又は同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の規定による届出(以下「転用届出」という。)が行われる場合には、(以下略) (第3条 略) (意見書の交付等) 第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第26条第6号又は第48条第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

### 4 会計基準(会計細則例)の改正について

令和3年12月20日付けで同基準が改正され、単式簿記を継続する場合の詳細が国から示されました。

一定の要件を満たすとして土地改良区運営基盤強化協議会が選定した土地改良区については、当分の間、単式簿記を継続することができるようになります。

改正文は県ホームページにも掲載しています。

#### 土地改良区検査について

土地改良区検査は、土地改良法第132条第1項の規定により、『千葉県土地改良区に係る新検査方針』『土地改良区等検査実施要綱・実施要領』に基づき、日本公認会計士協会千葉会の協力のもと行っております。御多忙のところ恐縮ですが、皆様御協力をお願いします。

# 土地改良区に係る運営及び検査について

パート12

## 働き方改革編

千葉県農林水産部 耕地課  
団体指導課

### ◆このコラムでは、土地改良区運営及び検査に係る改善方法を考えていきます◆

以前、とある土地改良区の職員から、「『産休を取ったら、解雇する』と(当時の理事長に)言われたことがある。」という話を耳にしたことがあります。そのようなことがないようにしましょう。

### 「働きながらお母さんになるあなたへ」(厚生労働省千葉労働局ホームページを加工して作成)

[https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou/kintou/kintou3.html](https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kintou/kintou3.html)

## 【妊娠がわかったら】

### ■健康診査を受けましょう

妊娠すると、あなた自身やお腹の中の赤ちゃんの健康のため、定期的に健康診査等を受ける必要があります。健康診査等を受けるための時間が必要な場合は、会社に申請しましょう。(有給か無給かは会社の定めによります。)

- 妊娠23週まで 4週間に1回
- 妊娠24週から35週まで 2週間に1回
- 妊娠36週以降出産まで 1週間に1回

男女雇用機会均等法では、事業主に健康診査のために必要な時間の確保を義務づけています。(男女雇用機会均等法第12条)



### ■主治医の指導を受けましょう

主治医から、妊娠中の通勤緩和、休憩時間の延長、つわりやむくみなど症状に対応して勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、会社に申し出て措置を講じてもらいましょう。

指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、主治医に「母性健康管理指導事項連絡カード」に記入してもらい、会社に伝えることも効果的です。

男女雇用機会均等法では、事業主に、健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようにするために、必要な措置を講じることを義務づけています。(男女雇用機会均等法第13条)

## 【妊娠中の職場生活】

### ■時間外、休日労働、深夜業の制限

妊産婦は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。(労働基準法第66条)

### ■軽易業務転換

妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。(労働基準法第65条)

### ■危険有害業務の就業制限

妊産婦については、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所での業務等、妊娠・出産等に有害な業務につかせることはできないことになっています。(労働基準法第64条の3)

### ■妊娠・出産等を理由とする解雇や不利益取扱いの禁止

妊娠や出産を理由とする解雇は禁止されています。形の上では勧奨退職であっても、「本当は辞めたくなかったのに、辞めざるを得ないように退職を強要され、やむを得ず応じた」というような場合は「解雇」に含まれます。

男女雇用機会均等法では、事業主は女性労働者が妊娠、出産、産前・産後休業を取得したことを理由として解雇してはならないと定めています。また、妊娠・出産等を理由として正社員をパートタイム労働者にするような不利益取扱いもしてはなりません。(男女雇用機会均等法第9条)



## 【産前・産後休業を取るときは】

### ■産前・産後休業

- ◆産前休業 出産予定日の6週間前(双子以上の場合は14週間前)から、請求すれば取得できます。(労働基準法第65条)
- ◆産後休業 出産の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週間経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。(労働基準法第65条)

### ■解雇制限

産前・産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。(労働基準法第19条)

## 【育児休業を取るときは】(育児・介護休業法第5条・第6条・第9条)

### ■育児休業制度とは

- ◆1歳に満たない子を養育する労働者は、**男女を問わず**、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。

子が1歳になる日まで両親のどちらかが育児休業をしており、保育所に申し込みをしているが入所できないなど一定の場合には、1歳6ヶ月に達するまで(1歳6ヶ月到達時点で更に休業が必要な場合は2歳まで)を限度として、会社に申し出ることにより、育児休業ができます。

### ■育児休業を取ることができる人は

正社員だけではなく、契約期間の定めのある労働者であっても、一定の要件を満たしていれば育児休業を取ることができます。

妻が専業主婦や産後休業中であっても、男性労働者も育児休業を取得することができます(子の出生後8週間以内の期間に1回取得した場合は、特別な事情がなくても再度の取得ができます)。

- ◆休業取得を申し出た時点において、子が1歳6ヶ月(2歳までの育児休業の申出の場合は2歳)に達する日までに、労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了することが明らかでない場合、労働者は育児休業を取得することができます。

### ■育児休業を取るための手続

会社の規定を確認し、育児休業を取得する場合は、遅くとも休業開始1ヶ月前までに会社に育児休業申出書を提出しましょう。規定がない場合でも育児・介護休業法によって請求ができます。1歳から1歳6ヶ月まで(又は2歳まで)の育児休業については、休業開始予定日から希望どおりに休業するには、その2週間前までに申し出てください。

## 【幼児を育てながら働き続けるために】

### ■勤務時間短縮等の措置(育児・介護休業法第23条)

3歳に満たない子を育てる労働者については、勤務時間短縮の措置(1日の所定労働時間を原則として6時間とする制度)を講じなければならないことになっています。会社の規定がどのようになっているのか確認しましょう。

### ■子の看護休暇(育児・介護休業法第16条の2)

小学校の入学前の子を養育する労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年に5日まで(子が2人以上の場合は1年に10日まで)病気やけがをした子の看護のために休暇を取得することができます。(有給か無給かは会社の定めによります。)

### ■時間外労働、深夜業の制限(育児・介護休業法第17条・第18条)

小学校入学前の子を養育する一定の労働者から請求があった場合には、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。また、深夜(午後10時から午前5時まで)において労働させてはならないことになっています。

# 印旛沼ウォークに参加して

水土里ネット千葉 総務部 指導課 富田 勇己

2022年4月2日(土)、令和4年の春を迎え、第25回「千葉の水回廊ウォーク&疏水百選 印旛沼ウォーク」が開催されました。こちらは10km、20km、30kmのコースから選択して花見川～新川～印旛沼の景色のきれいなコースを歩き、大和田機場を目指す催しです。

私は今年初めてこの印旛沼ウォークに参加したので、初心者向けの10kmコースを選択しました。10kmコースは新検見川公園がスタート地点で、花見川沿いの道を歩いていき、ゴールの大和田機場を目指すコースになります。私は普段からあまり運動もしておらず、また、昨今のコロナ情勢から外出する機会もなかったため体力に自信がなく、ゴールまでたどり着けるかとても心配でした。



▲新検見川公園 出発前集合写真

当日は最後まで歩けるか不安でしたので、スタート地点近くにある検見川神社で安全祈願をしてウォーキングに臨みました。天候に恵まれたおかげで、絶好のウォーキング日和となっていて陽気な気候が心地よかったです。また、花見川沿いのコースは桜がきれいに咲いていて季節を感じることができ、自然を満喫することができました。道中ではきれいな景色や様々な動

植物を観察しながら歩くのがとても楽しく、約10kmの道のりを約2時間30分かけてゴールの大和田機場に到着することができました。

ゴールの大和田機場では毎年、大和田機場の内部やポンプの試運転を見学することができます。ポンプの試運転は実際に稼働しているところを目の前で見ることができて、その迫力に圧倒されました。



▲道中の桜と弁天橋



▲大和田排水機場 試運転時写真

毎年、春の桜が美しい時期に開催されますので、私のように普段運動しない方や体力に不安のある方も季節を感じ、自然を満喫しながら体を動かせるため、来年の春にはぜひ参加してみたいかがでしょうか。

万一に備えて  
加入しましょう

# 土地改良施設 賠償責任保険のご案内

水土里ネット千葉 総務部

土地改良施設賠償責任保険の保険期間が、7月15日で満了となります。更新される場合は、申込期限に遅れないよう手続きをお願いします。また未加入の会員におかれましても、加入されてはいかがでしょうか。

土地改良施設賠償責任保険とは、千葉県土地改良事業団体連合会が団体保険契約者となり、ご加入いただく各会員を記名被保険者とする団体契約です。皆さまが所有・使用もしくは管理する土地改良施設の欠陥や管理ミスまたは業務遂行上のミスに起因する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を壊したことに伴い皆さまが法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

昭和60年度から導入しているこの制度ですが、令和3年度は157会員(24市町村、133土地改良区)が利用しております。

## この保険で対象となる施設は

土地改良法上という、かんがい用排水施設、農業用道路、農業集落排水処理施設が対象となります。  
例)道路、用排水路、溜池、揚排水機場、サイフォン、汚水処理施設等

## 支払いできる保険金

- 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金（治療費・慰謝料・修理費等）
- 裁判費用、弁護士費用等
- 応急手当の費用等

## 保険金を支払できない事故の例(主なもの)

- 施設の建設、改築等の工事に起因する事故
- 従業員の業務上災害
- 故意に起こした事故
- 地震・洪水等の自然現象による損害
- 自動車などの所有・使用または管理に起因する事故
- 基礎工事、地下工事などに伴う土地の沈下・隆起などに起因する財物の損壊 など

## 保険期間

令和4年7月15日午後4時より令和5年7月15日午後4時まで1年間

## 申込期限

令和4年6月10日(金)

※事前に「加入のご案内」を送付いたします。申込期限に遅れないようお願いします。

## お問い合わせ

水土里ネット千葉(千葉県土地改良事業団体連合会)総務部  
TEL.043(241)7728(直通) FAX.043(248)2521



土地改良施設  
賠償責任保険については  
毎年数件の事故報告が  
あります。

今一度、  
施設の安全管理  
について確認を  
お願いします。

令和4年度

## 水土里ネット千葉 新規採用職員紹介

技術部 環境整備課  
技師さいとう ひろき  
齋藤 栄紀

令和4年4月1日付けで新規職員として技術部環境整備課に配属となりました齋藤栄紀と申します。

出身は山武郡横芝光町です。大学ではデータサイエンスを専攻しておりました。

私の親戚には農家があり、自分でも野菜を育てることをしております。

農業の役に立てる仕事をしてみたいと探したところ、千葉県土地改良事業団体連合会と出会いました。

農学は修めてはいませんが、千葉県の農業発展への情熱をもって真摯に取り組んでいきます。

至らぬ点も多くご迷惑をおかけすると思いますが、一日でも早く一人前になれるよう精一杯努力して参ります。どうぞよろしくお願ひいたします

技術部 事業計画課  
水土里支援係  
技師せいべ しゅんき  
清部 峻輝

令和4年4月1日付けで新規職員として技術部事業計画課水土里支援係に配属となりました清部峻輝と申します。

出身は富津市で、大学では情報科学を専攻しており、農業とはあまり関わりのない環境で育ってきました。私が水土里ネット千葉を志望した理由は、農業の手助けをしたいと考えたからです。スーパーマーケットのアルバイトで余った弁当の廃棄をしたとき、ごはんを廃棄することが農家の方に対して申し訳なく感じ、いつか農家の方たちの手助けができないかと考えていました。また、千葉県は農業が盛んなため、おいしいお米や野菜がたくさん食べられるように、もっと発展させたいと思いました。

そして、大学で学んだ情報処理を活かし、千葉県の農業の発展に貢献したいです。どうぞよろしくお願ひいたします。

技術部 環境整備課  
技師まるや ひろき  
丸谷 泰希

令和4年4月1日付けで新規職員として技術部環境整備課に配属となりました丸谷泰希と申します。

出身は四街道市です。高校で農業土木について学び、学んだことを活かした仕事に就きたいと考え、志望いたしました。

この度、水土里ネット千葉の職員として採用させていただき、大変嬉しく思っております。土地改良に関する知識はまだまだ未熟なので日々精進し、少しでも早く仕事に慣れるように努力すると同時に千葉県の農業の発展に少しでも貢献できるよう頑張らせていただきますのでご迷惑おかけすることと思ひますが、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひいたします。

換地部 換地課  
主事むらた ひろき  
村田 大樹

令和4年4月1日付けで派遣職員として換地部換地課に配属となりました村田大樹と申します。

出身は東庄町で昨年度まで東総用水土地改良区で勤務しておりましたが、この度ご縁がありまして千葉県土地改良事業団体連合会にお世話になることになりました。

土地改良区では賦課徴収業務を中心に施設管理まで様々な経験をさせていただきましたが、換地業務には携わることができていなかったため、諸先輩方からのご教授をもとに1日でも早く換地に関する実務を習得し、千葉県の農業に貢献できるよう精進してまいりたいと思っておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

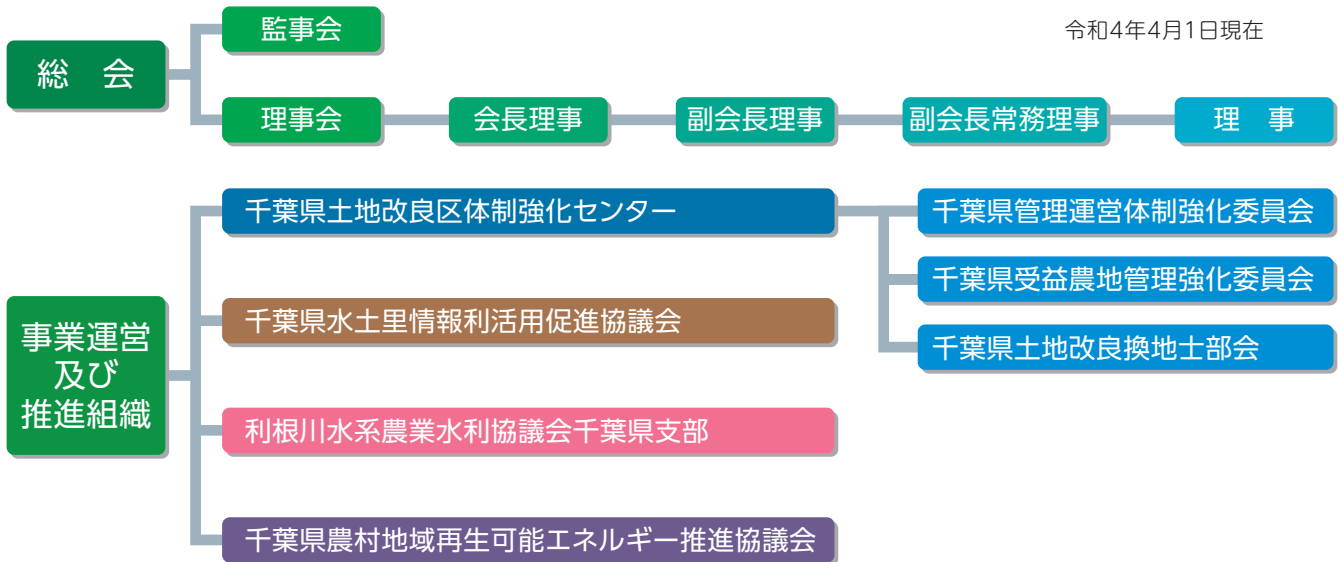


# 千葉県土地改良事業団体連合会 (愛称：水土里ネット千葉) 機構図

## 会の機構

本会の組織は217団体(市町村51団体・土地改良区166団体)で構成され、その運営組織は下図のとおりです。

令和4年4月1日現在



## 役員名簿

令和4年4月1日現在

職名	氏名	所属会員名・職名	他の主な役職
会長理事	森 英介	両総土地改良区理事長	衆議院議員
副会長理事	山田 一夫	安房中央土地改良区理事長	安房土地改良協会会長
副会長常務理事	杉野 宏	学識経験者	
理事	岡本 岩雄	東海千種土地改良区理事長	千葉土地改良協会会長
//	渡辺 昭博	東葛北部土地改良区理事長	東葛地域土地改良協会会長
//	長谷川邦彦	印旛沼土地改良区理事長	印旛郡市土地改良協会会長
//	篠塚 正勝	香取市豊浦土地改良区理事長	香取郡市土地改良協会会長
//	鈴木 良雄	千葉県干潟土地改良区理事長	東総土地改良協会会長
//	塚瀬 一夫	東金市十文字川土地改良区理事長	山武郡市土地改良協会会長
//	平野 貞夫	長生郡長南町長	長生土地改良協会会長
//	太田 洋	いすみ市長	夷隅土地改良協会会長
//	小倉 秋男	武田堰土地改良区理事長	君津地域土地改良協会会長
//	宇井 成一	香取市長	市長会代表
//	岩田 利雄	香取郡東庄町長	町村会代表

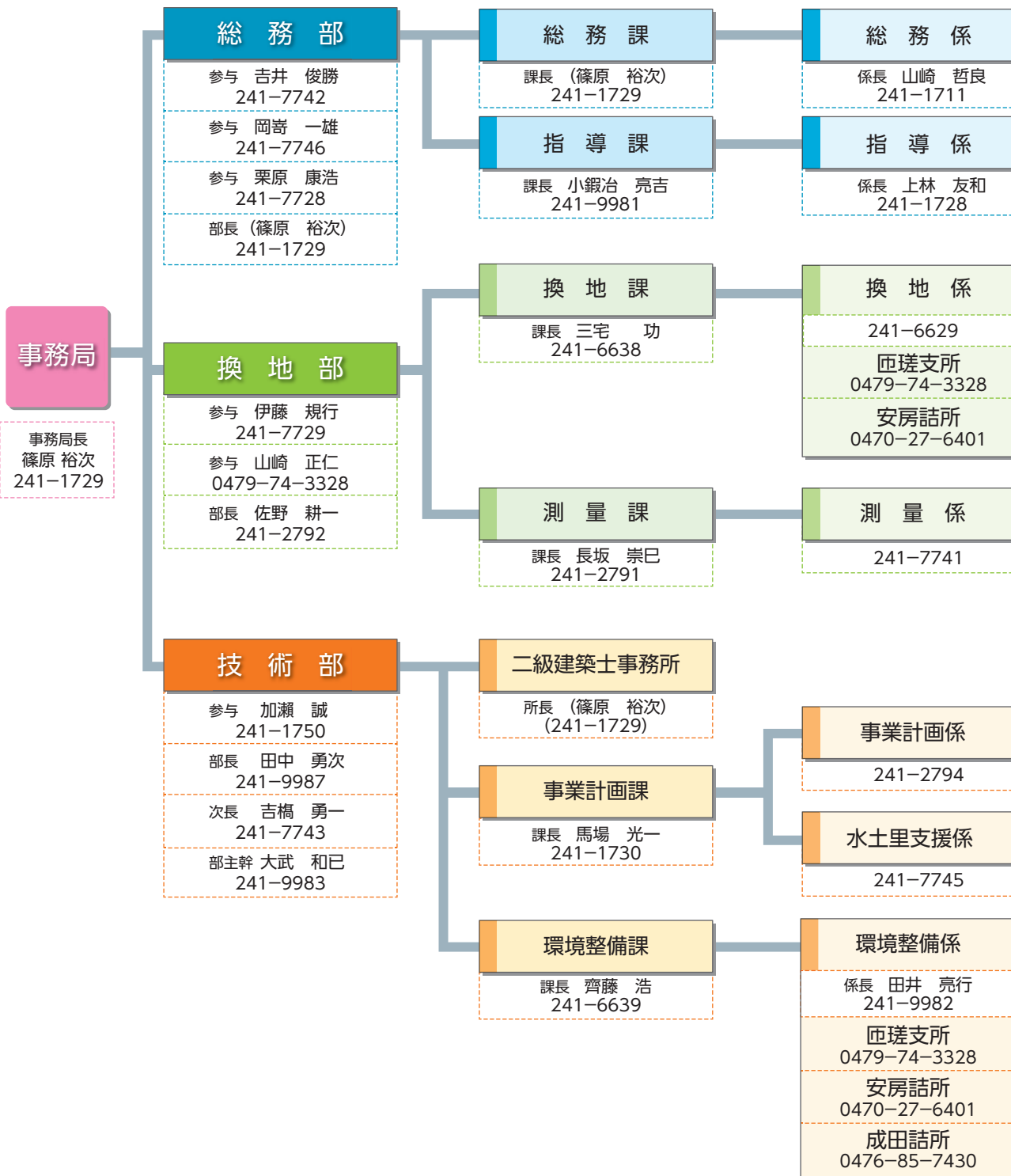
代表監事	鈴木 大作	学識経験者	
監事	吉岡 繁	千葉県根木名川土地改良区理事長	
//	依知川敏男	千葉県借当川沿岸土地改良区理事長	

昭和32年土地改良法の改正により土地改良事業団体連合会の規定が法制化され、昭和33年4月25日農林大臣の許可を得て「千葉県土地改良事業団体連合会」が設立され今日に至っております。

本会は、会員の行う土地改良事業の指導及び援助を行い、その共同の利益を増進することを目的とし、併せて、国または県の行う土地改良事業に対する協力もしています。

# 令和4年度 水土里ネット千葉 事務局組織表

令和4年4月1日現在  
(市外局番 043)



事務局

事務局長  
篠原 裕次  
241-1729

職員数72名

- FAX**
- 総務部総務課 248-2563
  - 総務部指導課 248-2521
  - 換地部 //
  - 技術部 248-2574
  - 匝瑳支所 0479-74-3327
  - 安房詰所 0470-27-6470
  - 成田詰所 0476-85-7431



# 第44回 全国土地改良大会 沖縄大会



水土里ネットちば 334号 (令和4年5月発行)



#### 発行

水土里ネット千葉(千葉県土地改良事業団体連合会)  
〒261-0002 千葉市美浜区新港249番地5  
TEL.043-241-1711(代) / FAX.043-248-2563(代)

#### 印刷

株式会社ニッセイアド  
〒264-0026 千葉市若葉区西都賀4-18-3  
TEL.043-206-7752 / FAX.043-206-7753